

淀川河川公園協議会（仮称）の発足について

令和7年2月27日

淀川河川事務所

全体協議会・地域協議会の現状と課題、今後の方針

現状	● H20年の基本計画に基づき、<u>地区ごとに地域の特性を踏まえた方針を決める</u>ために公園全体を上流～下流の4つの地域に分け、整備方針等に関して各地域で協議会が設置されている。 ● 地域協議会にて、個別の地区に関する整備計画や運営管理等に関する議論を進め、<u>全体協議会では各地域協議会の代表者（会長）が集まり、整備や検討状況の報告・評価</u>を行う。また、全体協議会では、公園全体の共通課題について議論を行う。
----	--

課題	● 基本計画策定当時に比べ、予算や人員の減少に伴い、過年度に作成した地区別整備計画の実行に時間を要することにより、新たな議題の提案頻度が低下し、ひいては<u>地域協議会の開催頻度が減少</u>している。公園全体の状況報告・点検の場である全体協議会も平成26年度以降開催されていない。 ● 4つに分けられているものの、<u>各地域協議会の対象エリアが広く</u>、ピンポイントの地区について議論する際にも関連性の薄い自治体や地域住民の参加が求められ、負担となるとともに<u>活発な議論が行われにくい</u>。
----	---

⇒ 協議会の運営を効率化するとともに、多様な関係者の参画による議論・取組を活発化させ、基本計画の実現に向けた整備や管理運営の推進を図ることが重要

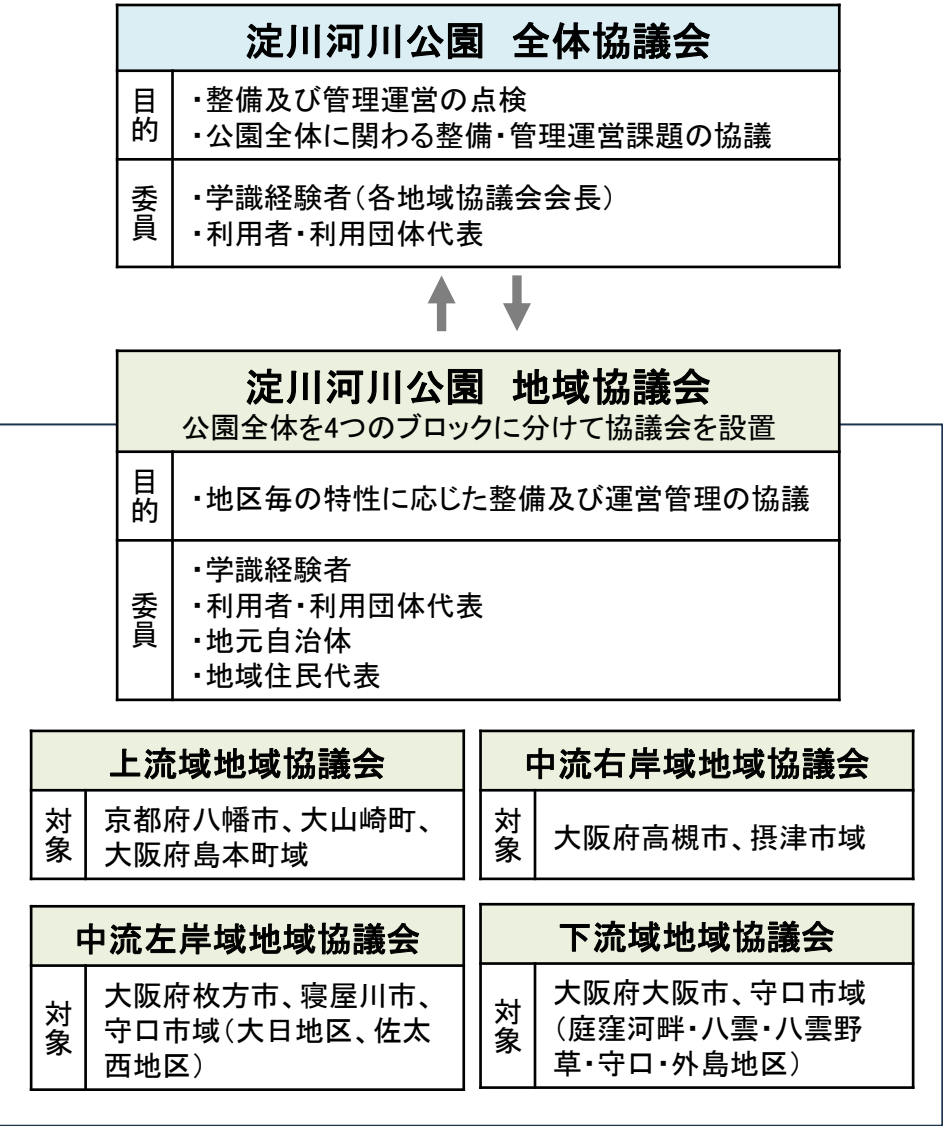


方針	<u>淀川河川公園50周年を契機とした新しい協議体の形成</u>
ポイント	● <u>4つの地域協議会と全体協議会を統合</u>した「淀川河川公園協議会（仮称）」の設置 ● 学識委員を含む<u>委員の再編、任期の設定</u> ● 議題に応じた<u>各種関係者の柔軟な参画</u> ● <u>デジタル技術（WEB会議による開催等）</u>を活用し、より広く開かれた協議会の運営

淀川河川公園協議会（仮称）の発足について

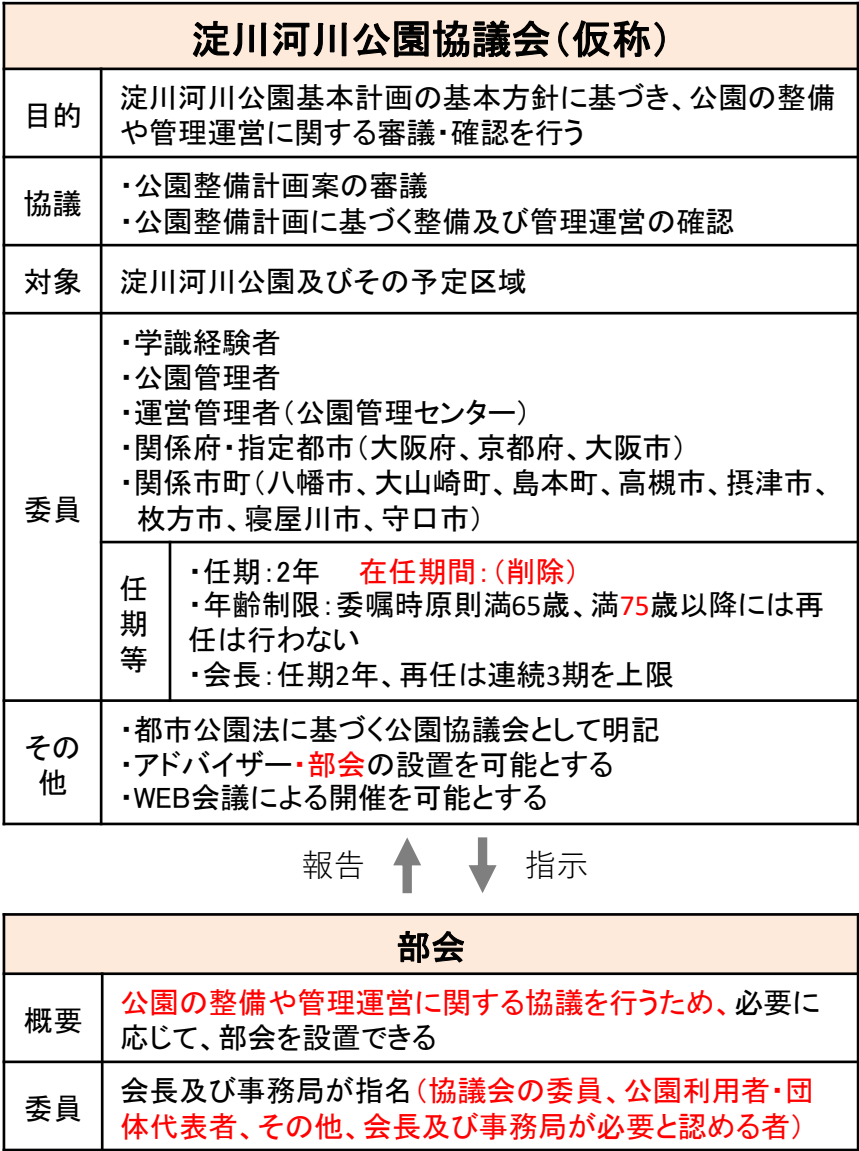
新たな協議会体制

■これまでの協議会体制



統合

■新たな協議会体制



淀川河川公園協議会（仮称）の発足についてについて

淀川河川公園協議会（仮称） 設立に向けた今後の進め方

■今後の進め方（案）

時期		協議会	議題
令和6年度	10月7日	地域協議会 ※書面開催	- 全体協議会・地域協議会の統合について - 淀川河川公園協議会（仮称）の規約について
	2月27日	全体協議会（本日）	淀川河川公園協議会（仮称）の発足について
令和7年度以降		淀川河川公園協議会（仮称）	- 淀川河川公園協議会（仮称）の発足 - 公園整備計画案の審議 - 公園整備計画に基づく整備状況及び管理運営に関する確認 等